

大阪大学産業科学研究所研究企画委員会内規

(設置)

第1条 大阪大学産業科学研究所に、研究企画委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項について全所的な立場から審議し、企画立案する。

- (1) 学内外との共同研究及びプロジェクト研究の推進に関すること。
- (2) 研究支援職員配置計画等に関すること。
- (3) 外部研究資金（寄附研究部門及び共同研究部門を含む。）に関すること。
- (4) 知的財産の有効利用に関すること。
- (5) 中長期的な研究企画に関すること。
- (6) その他研究の推進に関する重要事項

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 所長
- (2) 研究推進担当の産業科学研究所役員会構成員
- (3) 産業科学研究所の各研究部門（新産業創成研究部門及び特別プロジェクト研究部門を除く。）及び産業科学ナノテクノロジーセンターから選ばれた専任教授 各1名
- (4) 事務部長
- (5) 総務課長及び研究連携課長
- (6) その他委員会が必要と認めた者

2 前項第3号及び第6号の委員の任期は、2年とする。ただし、欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 前項の委員は、再任を妨げない。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、前条第1項第2号の委員をもって充てる。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

(委員以外の出席)

第5条 委員会が必要と認めたときは、委員以外の者を委員会に出席させることができる。

(専門委員会等)

第6条 委員会は、必要に応じて、専門委員会等を置くことができる。

2 専門委員会等に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

(事務)

第7条 委員会に関する事務は、産業科学研究所研究連携課で行う。

(雑則)

第8条 この内規に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この規程は、平成16年6月17日から施行する。

2 この規程施行後最初に委嘱される第3条第1項第3号の委員の任期は、同条第2項の規定にかかわらず、平成18年3月31日までとする。

附 則

この改正は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成22年4月22日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

附 則

この改正は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成26年4月1日から施行する。